

改正

平成10年11月25日規則第35号

平成24年6月22日規則第35号

佐世保市観光事業振興条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐世保市観光事業振興条例（昭和60年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付の要件等)

**第2条** 条例第3条第3号に規定する観光施設設置奨励金（以下「奨励金」という。）は、市長が適当と認める観光施設の設置に、原則として3億円以上の固定資産評価額の投資を行い、又はその新規常時雇用従業員数が原則として30人以上のものに対し、交付することができるものとする。

2 奨励金の交付額及び交付期間は、次の各号に掲げるところにより、観光施設の利用状況、投資額を調査し、市長が定める。

(1) 奨励金の交付額は、観光施設の設置に係る部分の固定資産税に相当する額の80パーセント以内とし、最高限度額を1億円とする。

(2) 奨励金の交付期間は、固定資産税の納税義務が初めて確定した年度から3年間を限度とする。

3 奨励金の交付時期は、観光施設に係る市税を完納した年度の翌年度とする。

4 奨励金は、佐世保市税条例施行規則（昭和44年規則第10号）第9条第2号の表第13号及び第14号の規定により、固定資産税の不均一課税を受ける者については、交付しないものとする。

5 奨励金は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、交付しないものとする。

(1) 役員等（役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者

(2) 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者  
(事業計画書の提出)

**第3条** 条例第3条に規定する奨励措置を受けようとする者は、あらかじめ事業計画書(様式1)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

**第4条** 奨励金の交付を受けようとする者は、市長の指定する日までに、観光施設設置奨励金交付申請書(様式2)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付等の決定及び通知)

**第5条** 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に必要な条件を附することができるものとする。

(奨励金の交付の請求)

**第6条** 奨励金の交付決定を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、観光施設設置奨励金交付申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

(事業報告)

**第7条** 奨励金の交付を受けた者は、奨励金の交付の対象となつた年度の事業報告書(様式4)を、奨励金の交付を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

**第8条** 奨励金の交付を受けた者は、当該奨励金の交付を受けた日から5年を経過する日までの間に、当該奨励金の交付の対象となつた当該観光施設を譲渡し、交換し、又は貸付け(以下次条において「施設の処分」という。)をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

**第9条** 市長は、当該観光施設が奨励金の交付を受けた日から5年を経過する日までの間において奨励金の交付要件に該当しなくなつたとき、立地企業が奨励金にかかる売買土地を特約により買戻されたとき、又は前条の規定により施設の処分の承認をするときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(承継人の届出)

**第10条** 第5条に規定する奨励金の交付の決定を受けた者が、その交付期間内に相続合併又は譲渡等の理由により異動を生じたときは、引続いて当該観光施設を経営する者が、当該承継の日から

30日以内に事業承継届（様式5）に承継の事実を証するにたる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（その他）

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

**附 則**

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則（平成10年11月25日規則第35号）**

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前までに観光施設の着工がすでに行われている場合における奨励金交付の要件等については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（平成18年6月22日規則第35号）**

この規則は、平成24年6月22日から施行する。

事業計画書

年 月 日

佐世保市長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

佐世保市観光事業振興条例施行規則第3条の規定に基づき観光施設の事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 観光施設の名称
- 2 観光施設の所在地
- 3 投下資本額
- 4 事業の種目及び事業計画概要
- 5 観光施設の面積及び施設の明細
- 6 工事の着工及び完成年月日
- 7 操業開始年月日
- 8 収支計画書
- 9 奨励措置を受けようとする事項
- 10 その他
  - (1) 会社の沿革と現況
  - (2) 会社の登記簿謄本及び定款

観光施設設置奨励金交付申請書

年 月 日

佐世保市長様

住 所  
名 称  
代表者名

佐世保市観光事業振興条例第3条第1項第3号に規定する観光施設設置奨励金を交付されるよう、同条例施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、奨励金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。

記

- 1 観光施設の名称
- 2 操業開始年月日
- 3 平成 年度固定資産税額の明細
- 4 奨励金の額
- 5 添付書類
  - (1)事業収支決算書
  - (2)その市長が必要と認めた書類

(裏面)

誓約事項

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
  - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
  - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
  - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
  - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
  - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
  - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

様式3（第6条関係）

観光施設設置奨励金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付で佐世保指令第 号で交付決定通知のあった観光施設設置奨励金を、佐世保市観光事業振興条例施行規則第6条の規定により請求します。

年 月 日

佐世保市長 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

添付書類 固定資産税納付証明書

様式4 (第7条関係)

事業報告書

年 月 日

佐世保市長 殿

住所

名称

代表者名 印

年 月 日から 年 月 日までの(観光施設の名称)の事業の状況を次のとおり報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)
- 3 その他関係資料



事業承継書

年 月 日

佐世保市長 様

(承継人)

住所  
名称  
代表者名

印

次のとおり事業を承継しましたので、佐世保市観光事業振興条例施行規則第10条の規定によりお届けします。

記

- 1 観光施設の名称
- 2 観光施設の所在地
- 3 事業の種目
- 4 事業開始年月日
- 5 事業承継年月日
- 6 承継の事由

備考

前経営者（代表者）

住所  
氏名